

○岡山県後期高齢者医療広域連合建設工事等入札指名委員会設置規程

平成19年3月28日

広域連合訓令第9号

(設置)

第1条 岡山県後期高齢者医療広域連合が発注する建設工事、物件の買入れ、建設コンサルタント業務委託等（以下「建設工事等」という。）の請負契約及び業務委託契約について、入札参加資格及び基準の厳正かつ公正な適用を図り、もって工事等の良好な施行を期するため、岡山県後期高齢者医療広域連合建設工事等入札指名委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌するものとする。

- (1) 入札参加者の適格性の審査及び等級格付の決定
- (2) 一般競争入札における入札参加資格の決定及び入札参加者の決定
- (3) 建設工事等が岡山県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合規則第12号）第96条に規定する金額を超える指名競争入札及び随意契約に係る入札参加者の選定
- (4) 入札参加資格者の指名停止等に係る審査
- (5) 談合情報に係る調査及び審査
- (6) その他広域連合長が必要と認めた事項

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長及び副委員長は、副広域連合長2人のうちから互選する。
- 3 委員は、事務局長、総務課長及び業務課長をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要の都度委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 急施を要し委員会の会議を開くいとまがないときは、委員に回議してこれに代えることができる。

(秘密の保持)

第6条 何人も、委員会の会議の内容について、外部に漏れないよう秘密の保持に努めなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。